

お知らせします！！

低所得の高齢者向け 年金生活者等支援臨時福祉給付金

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、臨時的な措置として実施します。

年金生活者等支援臨時福祉給付金

○支給要件

・支給対象者

平成27年度分の臨時福祉給付金該当者（※1）のうち、平成28年度中に65歳以上（昭和27年4月1日以前に生まれた方）となる方。

※1 平成27年度の住民税が課税されていない方

ただし、

}	・ 課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
	（住民税において、課税者の扶養となっている場合）
	・ 生活保護の受給者である場合 など

 対象となりません。

○支給額

・1人につき3万円

○申請方法

後日配布の申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付して申請してください。

※該当者と思われる方で書類が届かない場合は、年金生活者等支援臨時福祉給付金コールセンターにご連絡ください。

・申請先

津島市役所福祉課「年金生活者等支援臨時福祉給付金」窓口

・申請期間

平成28年4月25日(月)～7月25日(月)



ご 注 意

- ・ 原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- ・ 申請期間などは、各市区町村により異なります。津島市以外が申請先（平成27年1月1日に住民票のある市区町村）となる方は、その市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

Q

なぜ低所得の高齢者を対象としているのですか？

A

賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点などを踏まえ、低所得の高齢者を対象としています。

Q

平成27年度の臨時福祉給付金の該当者であったが、申請しなかったり辞退した人は、今回の年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請をすることはできますか？

A

平成27年度の臨時福祉給付金の対象者で平成28年度中に65歳以上となる方であれば、平成27年度の臨時福祉給付金の受給の有無に関わらず、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給対象者となります。

Q

平成27年度の臨時福祉給付金の該当者が死亡している場合、今回の年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請をすることはできますか？

A

平成27年度の臨時福祉給付金の対象者であっても、年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請受付期間開始前に死亡している場合は、申請をすることができません。

Q

基準日(平成27年1月1日)の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

A

申請は基準日時点で住民票のある市区町村に申請を行うこととなりますので、基準日の時点で住民票のある市区町村にお問い合わせください。

問 い 合 わ せ 先

・ 申請方法に関するお問い合わせ

年金生活者等支援臨時福祉給付金コールセンター

電話：0567(22)3770

・ 制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 特設コールセンター

みな いいきゅうふ
電話：0570(037)192